

金および銀製錬における紛争鉱物に関する方針

大口電子株式会社

大口電子株式会社(以下、当社という。)は、従来よりEITI^{*1}の趣旨に賛同し、その支援表明を行なう一方、「住友金属鉱山グループ人権方針」^{*2}および「住友金属鉱山株式会社(以下「SMM」という。)グループ責任ある鉱物調達に関する方針」^{*3}に基づき、紛争鉱物などの人権問題に加担しないよう原料調達先の透明化に努めている。当社貴金属リサイクル部はSMMグループとして、ロンドン貴金属市場協会(LBMA)が発行した「LBMA Responsible Gold Guidance」、「LBMA Responsible Silver Guidance」および「LBMA Third Party Audit Guidance for Gold/Silver」に基づき、独立した第三者機関による製錬所の監査を受審する。以下に、大口電子の金および銀製錬における紛争鉱物に関する方針を示す。

1. 総則

当社は、サプライチェーンにおける環境及び持続可能性に係る責任を全うするとともに、次の行為に加担しない。

- ・「紛争地域(コンゴ民主共和国および周辺9か国)等の高リスク地域」からの金銀鉱石の採掘、取引、取扱、輸出に関して、強制労働や児童労働、甚だしい人権侵害などの虐待行為やマネーロンダリングなどの違法行為への直接的・間接的支援。
- ・採掘場、取引業者、その他の仲介業者およびサプライチェーンを通じた輸送経路を違法に支配、またはサプライチェーンを通じた金線や鉱物に対する違法な課税している非合法的な非国家武装集団、または公的もしくは私的な治安部隊に対する直接的または間接的な支援。
- ・賄賂や金の原産地に関する不正な表示。
- ・紛争地域および高リスク地域(CAHRAs)からの鉱物抽出、取引および輸出に関連する政府による税金、手数料およびロイヤルティに不履行。
- ・マネーロンダリングまたはテロ資金調達。
- ・紛争

金および銀製錬での金銀原料の調達に関して、リスク管理を行ない、紛争地域に由来する紛争鉱物であると判明した場合は取引を中止する。なお、金および銀製錬に関して、独立した第三者機関による監査を受審する。

2. 組織体制および責任

当社は、金および銀製錬に関して金銀原料の調達部門および管理責任者を定め、SMMの管掌する製錬所へ金銀原料を供給する。

3. 高リスクな金銀のサプライチェーンに関する判断基準

当社は、金および銀製錬に関し、紛争地域(コンゴ民主共和国および周辺9か国)および人権侵害の高リスク地域に由来する金銀原料を、高リスクな金銀原料調達と判断とする。

4. 管理システムの運用

1) 原料取引先のデューデリジェンス

- ・金銀原料の取引先についてデューデリジェンスを実施し、リスクの評価を実施する。その評価結果により、紛争地域に由来する紛争鉱物であると判明した場合は取引を中止する。

2) 取引のモニタリング

- ・金銀原料について、現物確認や重量測定等を行ない、調達部門が認識している取引情報との整合性を確認する。
- ・金銀原料の取引先のデューデリジェンスが適切に実施されていることを監視するため、定期的に内部監査を実施する。金および銀製錬に係る金銀原料に関して、独立した第三者機関による監査を受審する。

3) トレーニング

- ・金銀原料の調達および現物確認に携わる者に対し、必要と定めた教育・訓練を継続的に実施する。

4) 記録の保管

- ・金銀原料の調達に関して、保管が必要な記録を定め、保管期限を設定し管理する。

※1 EITI (The Extractive Industries Transparency Initiative: 採取産業透明性イニシアティブ)

石油・ガス・鉱物資源等の開発にかかわるいわゆる採取産業から資源産出国政府への資金の流れの透明性を高めること
を通じて、腐敗や紛争を予防し、もって成長と貧困削減に繋がる責任ある資源開発を促進するという多国間協力の枠組み

※2 住友金属鉱山グループ人権方針

私たち住友金属鉱山グループは、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、これに基づき人権尊重の取り組みを推進します。

住友金属鉱山グループは、SMMグループ経営理念において「地球および社会との共存」、「人間尊重を基本とする」を掲げ、ものづくり企業としての社会的使命と責任を重視し、資源を確保して非鉄金属や高機能材料などを社会に提供することにより持続可能な社会の形成に貢献するべく、日々取り組んでいます。

また住友金属鉱山グループは、長期ビジョンにおいて「世界の非鉄リーダー」をめざすことを掲げており、さらに住友金属鉱山グループサステナビリティ方針において「社会の持続的発展に貢献する経営課題に取り組み、事業の持続的な成長と企業価値の向上を図る」ことを掲げています。

住友金属鉱山グループと密接な関りのある主要な社会課題の中から、「多様な人材」「人材の育成と活躍」「地域社会との共存共栄」「先住民の権利」「サプライチェーンにおける人権」など11の重要課題を定め、更にそれらの課題に対応する長期ビジョンのマイルストーンとして「住友金属鉱山グループ 2030年のありたい姿」とKPI(指標および目標)を定め、取り組みを進めています。

これからも住友金属鉱山グループの基本である「住友の事業精神」に基づき、社会から「世界の非鉄リーダー」と認められる企業をめざします。

1. 住友金属鉱山グループにおける人権尊重の考え方

住友金属鉱山グループは、住友金属鉱山グループのすべての事業活動が直接的または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを理解しています。

住友金属鉱山グループは、すべての人々の人権を侵害しないよう最大限に配慮し、住友金属鉱山グループの事業活動を通じて人権への負の影響を引き起こすこと、あるいは助長することを回避し、そのような事態が生じてしまった場合にはその是正および救済に向けて取り組みます。

また、ステークホルダー、特に取引先様などのビジネスパートナーが人権への負の影響に関与している場合、当社グループはステークホルダーに対し人権を侵害しないよう働きかけるとともに、是正や救済の取り組みに協力します。

実際の取り組みにおいては、「従業員」「地域住民・先住民」「サプライチェーン(その従業員を含む)」という3領域に特に重点をおいて推進していきます。

2. 基本的な人権課題に関するコミットメント

1) 子どもの権利の尊重および児童労働の禁止

18歳未満の子どもを基本的な人権を尊重し、関連する事業活動および社会貢献活動に取り組みます。また、児童労働を認めず、特に紛争の際の強制的徴集による奴隷労働や、子どもの健康・安全を害する労働など、最悪の形態の児童労働を認めません。

2) 強制労働の禁止

強制労働、債務労働(借金返済のために使用者の下で働かざるを得ない状況での労働)や人身取引などの形態の現代奴隷を認めません。

3) 差別の禁止

雇用や就業などの場面において、人種、宗教、性別、年齢、性的指向、障がいの有無、国籍などによる差別、ハラスメントやいじめを認めません。

4) 労働基本権の尊重

労働基本権（結社の自由、労働者の団体交渉権など）を尊重し、労使間で建設的な対話を行います。

5) 労働時間と賃金

過度な労働時間の削減など、法に従い労働時間、休日、休暇の適切な管理に努め、また法に定められた最低賃金以上の賃金を支払います。

6) 労働安全衛生

安全かつ健康的な作業環境の確保に積極的に取り組み、生命身体に対する安全や健康を最優先します。

3. 適用範囲

本方針は、住友金属鉱山グループ（住友金属鉱山株式会社およびその子会社）のすべての役員・従業員に適用されます。

また、住友金属鉱山グループの事業、製品またはサービスに直接関わるステークホルダー、特にビジネスパートナーの皆様にも、本方針を理解し支持していただくことを期待し働きかけます。

4. 人権に関する国際規範の尊重

住友金属鉱山グループは、ステークホルダーの皆様と連携し、以下の国際的な規範や基準に基づいて、人権尊重に取り組みます。

また、住友金属鉱山グループは、事業地域において適用される法規制を遵守します。

万が一、これらの法規制と人権に関する国際規範とが矛盾する場合は、法規制を遵守しつつ、国際規範を尊重する方法を追求します。

- ・国連ビジネスと人権に関する指導原則
- ・国際人権章典（「世界人権宣言」「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」）
- ・労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言
- ・ILO多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言
- ・先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）
- ・子どもの権利条約
- ・責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス
- ・OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス
- ・国際金属・鉱業評議会（ICMM）マイニングプリンシプル
- ・安全と人権に関する自主的原則

5. ガバナンス・推進体制

本方針の遵守状況と住友金属鉱山グループの人権尊重の取り組みについて、社長を委員長とするサステナビリティ委員会の下部組織であるダイバーシティ部および人権部会が、取締役会が監督するサステナビリティ委員会に定期的に報告し、住友金属鉱山グループの事業方針および手続への反映を行い、人権尊重の取り組みを推進します。

6. 人権デュー・ディリジェンス

住友金属鉱山グループは、責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスなどに従い、以下のステップで人権デュー・ディリジェンスを実施します。その際、住友金属鉱山グループは、人権に関する専門知識を活用し、ステークホルダーとの有意義な協議を行うように努めます。

- 1) 住友金属鉱山グループの事業活動が直接的または間接的に及ぼす可能性のある負の影響を特定し、評価します。
- 2) 評価の結果判明した負の影響への対応のための予算を配分するなど、評価結果を会社のプロセスに組み込みます。
- 3) 負の影響を停止、防止および軽減するよう取り組みます。
- 4) 住友金属鉱山グループの取り組みについてその実施状況を調査し有効性を評価します。
- 5) 実施状況や有効性について情報を開示します。

7. 苦情処理メカニズム

住友金属鉱山グループは、住友金属鉱山グループの従業員だけでなくサプライチェーン上の従業員や、地域住民・先住民などすべてのステークホルダーの皆様が利用でき、対話を通じた合意による解決をめざす苦情処理メカニズム(仕組み)を構築します。

8. ステークホルダーとの対話・協議

住友金属鉱山グループは、本方針の制改定および住友金属鉱山グループの人権尊重における取り組みにおいて、人権に関する専門家、労働組合、お客様やビジネスパートナーなどステークホルダーの皆様との対話・協議を行い、専門知識や幅広い考え方を踏まえて包括的な施策を推進します。

また、本方針の理解促進および人権尊重の取り組みについて当社グループのすべての役員・従業員に対する啓発・教育を実施します。

9. 報告・情報開示

住友金属鉱山グループは、本方針に基づく取り組みの進捗状況を定期的に開示します。

本方針は、人権に関する専門家の支援を受けつつ策定を行い、住友金属鉱山株式会社のサステナビリティ委員会にて協議され、取締役会において承認されました。

住友金属鉱山株式会社
代表取締役社長 野崎 明
2022年6月1日改正

※3 SMMグループ責任ある鉱物調達に関する方針

SMMグループ人権に関する方針に基づき、児童労働および強制労働などの人権侵害、環境破壊、不法採掘、汚職などに関わる恐れのある鉱物、武装勢力等の資金源となる恐れのある鉱物の調達は行いません。

経済協力開発機構(OECD)が鉱物調達に関して定めるガイダンスを尊重し、サプライヤーに適切に働きかけ、サプライチェーン全体で責任ある鉱物調達に取り組みます。